

## 品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助事業実施要綱

制定 令和7年4月1日 区長決定

要綱第220号

### (目的)

第1条 本事業は、品川区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成14年品川区要綱第8号）の規定に基づき援助活動（以下「援助活動」という。）を実施する提供会員（同要綱に規定する提供会員をいう。以下同じ。）に対して、講習の充実を行うことにより援助活動の質の向上を図るとともに、活動に対する報酬の上乗せとして補助を行うことにより提供会員数の確保を図ることを目的とする。

### (講習の実施)

第2条 区長は、次条の規定による補助を受けようとする提供会員を対象に別表に定める内容に係る講習を実施する。

### (補助対象者)

第3条 区長は、提供会員のうち、次のいずれかに該当する会員を「しながわファミサポマイスター」と位置付け、当該会員に対し、援助活動に対する報酬の上乗せとして補助を行うことができる。

- (1) 前条に規定する講習をすべて修了した者
- (2) 東京都が主催する子育て支援員研修（基本研修および地域保育コースの共通専門研修）をすべて修了した者
- (3) 他自治体が主催する子育て支援員研修（基本研修および地域保育コースの共通専門研修）をすべて修了した者で、かつ、区が主催する児童虐待防止研修の講習を受講したもの

### (しながわファミサポマイスターの登録)

第4条 前条の規定による補助を受けようとする提供会員は、あらかじめ、しながわファミサポマイスターである旨の区長による登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする提供会員は、品川区ファミリー・サポート・センターマイスター登録申請書（第1号様式）により区長に登録の申請をしなければならない。

### (登録の決定)

第5条 区長は、前条第2項の規定による登録の申請があったときは、登録の可否を決定し、速やかに品川区ファミリー・サポート・センターマイスター登録承認（不承認）通知書（第2号様式）により登録の申請を行った提供会員に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定によりしながわファミサポマイスターとしての登録の承認を受けた者（以下「登録者」という。）を別に区長が定める台帳に登録するものとする。

（届出）

第6条 登録者は、提供会員として援助活動を行うことがなくなったときには、直ちに品川区ファミリー・サポート・センターマイスター登録抹消届（第3号様式。以下「登録抹消届」という。）を区長に提出しなければならない。ただし、区長は、品川区ファミリー・サポート・センター会則に規定する要件により提供会員の取消しがあった場合は、職権により当該提供会員の登録を抹消するものとする。

- 2 登録者は、氏名、住所その他の登録事項に変更があったときは、速やかに品川区ファミリー・サポート・センターマイスター変更届（第4号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前2項の規定による届出があったときは、当該登録者の登録を抹消し、または当該登録内容を変更するものとする。

（補助金の金額）

第7条 第3条の規定による補助は、補助単価に援助活動に係る時間を乗じた額を補助金として交付するものとする。

- 2 前項の補助単価は、1時間あたり200円とする。
- 3 第1項の援助活動に係る時間は、第5条第1項の規定により区長が登録承認の通知を行った日以降において登録者が援助活動を開始したとき（援助開始地への移動時間を含む。）から、登録者が依頼会員（品川区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に規定する依頼会員をいう。以下同じ。）または依頼会員が指定する者へ児童を引き渡したときまでの時間とする。ただし、援助活動に係る時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を切り上げ1時間として算定する。

（申請）

第8条 前条第1項の補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする登録者は、前期申請受付分（4月から9月までの間に補助金の交付申請の受付を行った分をいう。以下同じ。）は10月10日、後期申請受付分（10月から翌年3月までの間に補助金の交付申請の受付を行った分をいう。以下同じ。）は4月10日までに、品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助金交付申請書（第5号様式。以下「申請書」という。）により区長に補助金の交付申請をしなければならない。

（交付決定等）

第9条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、申請書の内容を審査し、補助することを適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、その決定内容およびこれに付した条件を品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助金交付決定通

知書（第6号様式）により登録者に通知するとともに、速やかに補助金の交付を行うものとする。

2 区長は、補助金を前期申請受付分および後期申請受付分に分けて交付する。

（交付決定の取消し）

第10条 区長は、前条の規定により交付決定を受けた登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に規定するときに準ずる場合として区長が不適当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかにその内容について当該登録者に品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助金交付決定取消通知書（第7号様式。以下「取消通知書」という。）により通知する。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を当該登録者に命じるものとする。

（関係書類の保管）

第12条 補助金の交付の決定を受けた登録者は、補助金に関する書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

|   | 内容                | 時間（目安） |
|---|-------------------|--------|
| 1 | 子どもの栄養と食生活        | 1.5 時間 |
| 2 | 子どもの心の発達とその問題     | 3 時間   |
| 3 | 子どもの健康管理          | 2 時間   |
| 4 | 子どもの障害            | 3 時間   |
| 5 | 児童虐待防止            | 2 時間   |
| 6 | 子どもの遊びと生活         | 2 時間   |
| 7 | マイスター事業を円滑に進めるために | 1 時間   |

備考

講習の時間（表中の講習および品川区ファミリー・サポート・センターが実施する講習の合計）が24時間以上となるよう実施する。

## 品川区ファミリー・サポート・センターマイスター登録申請書

品川区長 あて

氏名

下記のとおり、しながわファミサポマイスターの登録を申請します。

## 記

|      |     |             |    |     |              |
|------|-----|-------------|----|-----|--------------|
| フリガナ |     |             | 性別 | 男・女 | 提供会員番号 平塚・大井 |
| 氏名   |     |             |    |     |              |
| 住所   | 〒 — |             |    |     |              |
| 電話   |     | メール<br>アドレス | @  |     |              |

| 登 録 承 認 要 件 |                                                                                |  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1           | 品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助事業実施要綱別表により定める講習をすべて修了したため                            |  |
| 2           | 東京都が主催する子育て支援員研修(基本研修および地域保育コースの共通専門研修)をすべて修了したため                              |  |
| 3           | 他自治体が主催する子育て支援員研修のうち(基本研修および地域保育コースの共通専門研修)をすべて修了し、かつ、区が主催する児童虐待防止研修の講習を受講したため |  |

| 区処理欄 | マイスター会員番号 | 確認 | 入力 |
|------|-----------|----|----|
|      | 第 号       |    |    |

第 年 月 日 号

様

品 川 区 長

印

**品川区ファミリー・サポート・センターマイスター  
登録承認(不承認)通知書**

年 月 日付で申請のあったしながわファミサポマイスターの登録申請について、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 登録の可否 可 ・ 否

2. 不承認の場合の理由

|  |
|--|
|  |
|--|

3. 登録承認要件

|  |   |                                                                                |
|--|---|--------------------------------------------------------------------------------|
|  | 1 | 品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助事業実施要綱別表により定める講習をすべて修了したため                            |
|  | 2 | 東京都が主催する子育て支援員研修(基本研修および地域保育コースの共通専門研修)をすべて修了したため                              |
|  | 3 | 他自治体が主催する子育て支援員研修のうち(基本研修および地域保育コースの共通専門研修)をすべて修了し、かつ、区が主催する児童虐待防止研修の講習を受講したため |

4. マイスター会員番号

第 号

備考

- (1)本通知書の通知日以降の援助活動より、品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助金の交付対象とします。
- (2)偽りその他の不正な手段により本決定を受けたときは、本決定を取り消す場合があります。
- (3)本通知書に記載された「マイスター会員番号」は、補助金交付申請の際必要となりますので、本通知書の保管に際してはご留意ください。

年 月 日

品川区ファミリー・サポート・センターマイスター登録抹消届

品 川 区 長 あて

住所

氏名

マイスター会員番号

品川区ファミリー・サポート・センターの援助活動を行うことがなくなったため、しながわファミサポマイスターの登録を抹消したく届け出ます。

| 区処理欄 | マイスター会員番号 | 確認 | 入力 |
|------|-----------|----|----|
|      |           |    |    |

品川区ファミリー・サポート・センターマイスター変更届

品川区長 あて

氏名

マイスター会員番号

下記のとおり、しながわファミサポマイスター登録内容の変更を届出いたします。

※変更される項目について、下記の枠内にご記入ください。

記

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| フリガナ    | 現)     | 旧)     |
| 氏名      |        |        |
| 住所      | 現) 〒 ー | 旧) 〒 ー |
|         | 現)     | 旧)     |
| 電話      | 現)     | 旧)     |
| メールアドレス | 現) @   | 旧) @   |

|      |           |    |    |
|------|-----------|----|----|
| 区処理欄 | マイスター会員番号 | 確認 | 入力 |
|      |           |    |    |



第5号様式(第8条関係)

年 月 日

品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助金交付申請書

品 川 区 長 あて

住所

氏名

会員番号 平塚・大井

マイスター会員番号

品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助金について、下記のとおり補助金の交付を申請します。  
なお、交付決定がされた場合は、当該交付決定額を請求します。

年 月～ 月分

1. 申請額 \_\_\_\_\_ 円

2. 内訳

| 月  | 活動時間 |    | 月   | 活動時間 |    |
|----|------|----|-----|------|----|
| 4月 |      | 時間 | 10月 |      | 時間 |
| 5月 |      | 時間 | 11月 |      | 時間 |
| 6月 |      | 時間 | 12月 |      | 時間 |
| 7月 |      | 時間 | 1月  |      | 時間 |
| 8月 |      | 時間 | 2月  |      | 時間 |
| 9月 |      | 時間 | 3月  |      | 時間 |
|    |      |    | 計   |      | 時間 |
|    |      |    | 額計  |      | 円  |

※本申請書は、4～9月分については10月10日、10～3月分については4月10日までにご提出ください。なお、期日までのご提出がない場合、支払いができない場合がございますので、必ず期日までのご提出をお願いいたします。

第 年 月 号  
日

品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助金交付決定通知書

様

品川区長 印

年 月 日付けで申請のあった品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

年 月～ 月分

1. 交付金額 円

2. 内訳

| 月  | 活動時間 |    | 月   | 活動時間 |    |
|----|------|----|-----|------|----|
| 4月 |      | 時間 | 10月 |      | 時間 |
| 5月 |      | 時間 | 11月 |      | 時間 |
| 6月 |      | 時間 | 12月 |      | 時間 |
| 7月 |      | 時間 | 1月  |      | 時間 |
| 8月 |      | 時間 | 2月  |      | 時間 |
| 9月 |      | 時間 | 3月  |      | 時間 |
|    |      |    | 計   |      | 時間 |
|    |      |    | 額計  |      | 円  |

3. 振込予定日  
年 月 日

4. 交付条件
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときや、補助金の交付の内容またはこれに付した条件に違反したときは、補助金の返還を命ずることがあります。
  - (2) 品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助事業実施要綱の規定を遵守すること。

第7号様式(第10条関係)

第 号

年 月 日

品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助金  
交付決定取消通知書

様

品川区長

印

年 月 日付 第 号で交付決定した品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したため、品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助事業実施要綱第10条第2項に基づき通知します。  
この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を品川区ファミリー・サポート・センターマイスター補助事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり命じます。

記

1. 取消理由

2. 既交付決定額 金 円

3. 取消後交付決定額 金 円

4. 既交付済額 金 円

5. 返還する金額 金 円

6. 返還期限

年 月 日